

Press Release

厚生労働省和歌山労働局発表 平成 27 年 5 月 29 日

厚生労働省和歌山労働局 担 労働基準部監督課

監督課長 吉見 友弘 監察監督官 福田 真二

電 話 073 (488) 1150 FAX 073 (475) 0113

平成 26 年度 労働基準関係法令違反による送検状況

- 送検件数は 17 件で、前年度より 8 件増加 -

厚生労働省和歌山労働局(局長 中原正裕)は、平成26年度に、県下5か所の労働基準監督署が労働基準法、労働安全衛生法等違反の疑いで検察庁に送検した司法事件処理の状況を以下のとおり取りまとめました。

1 平成 26 年度の送検件数は 17 件で、平成 25 年度の 9 件に比べて 8 件増加し、過去 10 年間で 2 番目に多い件数となった。

うち労働災害防止措置の不履行等の労働安全衛生法違反被疑事件は 14 件で、前年度 6 件から大幅に増加した。賃金不払残業等の労働基準法違反被疑事件は 3 件で前年度と同数であった。(図1)

- 2 業種別では、建設業8件、製造業6件、林業2件、商業1件となった。(図2)
- 3 主な特徴としては、
- (1)労働安全衛生法違反被疑事件 14 件のうち、労働災害防止措置の不履行や無 資格就労等の法違反を直接原因とする重大な災害を発生させたことにより送 検したものは8件(建設業4件、製造業2件、林業2件)であった。

また、労災の事実を隠ぺいしようとした労災かくしにより送検したものが 6件であり、これは過去 10 年間で最多であった。

- (2) 労働基準法違反被疑事件3件のうち、賃金不払残業に係るものが2件、懲戒 処分による減給に係るものが1件であった。
- 4 和歌山労働局では、平成27年度において、
 - (1)長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止の徹底
 - (2) 労働災害防止対策及び労働衛生対策の推進
 - (3)賃金不払残業の防止など一般労働条件確保・改善対策の推進

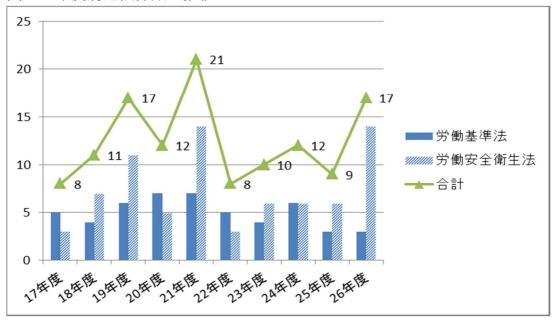
を重点課題として監督指導等を実施するとともに、労災かくしの防止も含め、重大・悪質な法令違反に対しては、積極的に司法事件処理を行うなど厳正に対処する方針である。

主な送検事例

事 件 の 概 要	主な送検法条項
木材伐出業を営む事業主が自社の現場において、無資格者にユニック (トラックに搭載されたクレーン)を運転させた結果、吊った材木が、荷台の上で作業していた労働者に激突したもの。	安衛法第 61 条
金属加工業を営む事業主が、板金作業に従事する労働者に対し、労基 法第36条に基づく労使協定(36協定)で定めた時間を超える違法な時間 外労働を行わせていたもの。	労基法第 32 条
鉄骨建物の解体現場において、解体作業に 使用するための足場を組立ていた労働者が、足場部材の単管を頭上の 電線に接触、感電し、高さ約7メートルの足場上から墜落して死亡した もの。(被災労働者が所属する建設業事業主及び元請の2社を送検)	安衛法第 20 条 (安衛則第 349 条)
食料品製造工場内において、労働者が機械の洗浄中に手指を切る労働 災害を発生させたにもかかわらず、事業主は遅滞なく労働者死傷病報告 を提出しなかったもの。	安衛法第 100 条

注(労基法:労働基準法 安衛法:労働安全衛生法 安衛則:労働安全衛生規則)

図1 年度別送検件数の推移



うち、労災かくしによる送検件数

年度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
件数	0	0	0	1	2	1	0	2	1	6

図 2 平成 26 年度 業種別送検件数

